

税理士連携短期継続保証

制度の特徴

北陸税理士会(所属の税理士及び税理士法人)と金融機関、北陸三県の信用保証協会が連携して生まれた保証制度です。疑似資本的な短期資金を一定期間(最長5年)継続利用いただくことが可能であり、資金繰りの安定と事業の成長・発展を応援します。

対 象 者	次のすべての要件を満たす中小企業者 1.取引金融機関との与信取引が1年以上 2.北陸税理士会の会員である税理士または税理士法人が月次管理を行い、その税理士等から「税理士連携短期継続保証に係る推薦書兼決算概要報告書」の提出があること 3.直近決算において経常利益を計上していること、個人の場合は直近の確定申告における青色申告特別控除前の所得金額が200万円以上であること 4.既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと
保証限度額	5,000万円 (1企業一口限り)
保証期間	1年以内 (終期は確定決算の申告期限から原則3か月以内、最長5年まで借換による継続可)
据置期間	—
金利	金融機関所定
保証料	0.45%~1.90%(推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関の場合は0.1%割引)
担保	原則不要
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)